

○上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則

平成19年3月29日規則第13号

上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年上天草市条例第26号。以下「条例」という。)に基づき、企業職員(以下「職員」という。)に対して支給する給与に関する事項を定めるものとする。

(給料表)

第2条 条例第3条に定める給料表は、別に定めるまでの間、上天草市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年上天草市条例第38号)第3条及び上天草市技能労務職員の給与に関する規則(平成16年上天草市規則第26号)第3条に定める給料表を準用する。この場合において、上天草市一般職の職員の給与に関する規則(平成16年上天草市規則第26号)第3条別表第1「一般職給料表」とあるのは、「企業一般職給料表」に、同条別表第2「ア医療職給料表(一)」とあるのは、「ア企業医療職給料表(一)」に、「イ医療職給料表(二)」とあるのは、「イ企業医療職給料表(二)」に、「ウ医療職給料表(三)」とあるのは、「ウ企業医療職給料表(三)」に、上天草市技能労務職員の給与に関する規則(平成16年上天草市規則第26号)第3条別表第1「技能労務職給料表」とあるのは、「企業技能労務職給料表」と読み替えるものとする。

2 職員の職務は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任の度に応じて、これを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その内容は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める。

3 管理者は、すべての職員の職を前項の規定により定められた級のいずれかに決定し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

5 職員がいずれかの職務の級から他の職務の級に移った場合又はいずれかの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(給与の支給日)

第3条 職員の給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給日は、その月の21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、

その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給定日とする。

- 2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、当直手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月の21日とする。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当の支給については、上天草市職員の通勤手当に関する規則（平成16年上天草市規則第28号）を準用する。

(住居手当)

第5条 住居手当については、上天草市職員の住居手当に関する規則（平成16年上天草市規則第27号）を準用する。

第6条 単身赴任手当については、上天草市職員の単身赴任手当に関する規則（平成16年上天草市規則第29号）を準用する。

(特殊勤務手当)

第7条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(当直手当)

第8条 病院に勤務する職員で管理者が必要と認めるものの宿日直手当の額については、別に定める。

(準用)

第9条 職員の給与に関しては、この規程その他別に定めるものを除くほか、上天草市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年上天草市条例第38号）別表第1、別表第2及び別表第3に規定する一般職給料表若しくは医療職給料表の適用を受ける職員並びに上天草市技能労務職員の給与に関する規則（平成16年上天草市規則第26号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、管理職手当の支給を受ける職員は別に定め、期末手当及び勤勉手当に加算を受ける職員及びその加算割合は、上天草市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（平成16年上天草市規則第23号）別表第4に掲げるとおりとする。

- 2 給与の支給に関しては、上天草市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（平成16年上天草市規則第23号）の規定を準用する。この場合において、第46条中「給与条例第19条に規定する給与の減額」とあるのは、「条例第20条に規定する給与の減額」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。